

臨時福祉給付金のお知らせ

●臨時福祉給付金とは

平成26年4月から消費税が引き上げられたことに際し、所得の低いかたへの影響を緩和するため、昨年度に引き続き、暫定的・臨時的な措置として支給される給付金です。

●支給対象となるかた

平成27年1月1日現在で、
①②の両方に該当するかた。

①坂東市の住民基本台帳に記載されているかた。

※DV被害者や児童福祉施設などに入所しており、他の市区町村から住民票を移さずに坂東市にお住まいのかたについては、坂東市で申請を受け付けることができず、申請を受け付けることができない場合がありますのでお問い合わせください。

②平成27年度分の市民税の所得割が課税されていないかた。ただし、ご自身を扶養しているかたが課税されて

いる場合(どなたかの扶養となつている場合)や生活保護の受給者となつている場合などは対象外となります。

●支給金額

支給対象者1人につき
6000円

◎平成27年度は、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」について、両方の要件に該当するかたは、両方の給付金を受けることができます。

●申請期間

平成27年9月1日～
平成28年2月29日

●申請先

社会福祉課 又は
児童福祉センター

■お問合せ

社会福祉課 猿島庁舎
内線2220

戦没者等のご遺族のみなさまへ

第10回特別弔慰金が支給されます

○支給対象となるかた

戦没者等の死亡当時のご遺族で、基準日(平成27年4月1日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受けるかた(戦没者等の妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

(1)基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得したかた

(2)戦没者等の子

(3)戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4)上記(1)から(3)以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していたかたに限り、戦没者等死亡後に出生した兄弟姉妹・孫・三親等内親族は遺族になりません。

○支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期限

平成30年4月2日まで

※請求期限を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

○請求窓口

岩井地域…児童福祉センター
猿島地域…社会福祉課

○その他

前回(第8回又は第9回特別弔慰金受給されたかた)につきましては、今回も受給権を有すると思われず。また、前回受給されたかたが亡くなつている場合には、他のかたに受給権があると思われずので、お問い合わせください。

■お問合せ

社会福祉課 猿島庁舎
内線2220